

平成22年度
第2回高等学校入学者選抜審議会

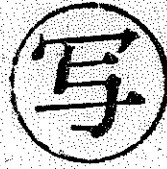
平成22年11月15日（月）14:00～16:00
県庁9階 第一会議室

資料② 諮問関係資料

目 次

1	平成22年7月13日付け高第181号 「宮城県立高等学校入学者選抜について（諮問）」写し	P 1
2	諮問関係資料		
資料Ⅰ	第1回高等学校入学者選抜審議会での主な意見等（諮問関係）	P 6
資料Ⅱ	「宮城県立高等学校入学者選抜方針」の 平成23年度と平成24年度（案）との対照表	P 8
資料Ⅲ	連携型中高一貫教育に関する入試について	P 10
資料Ⅳ	平成24年度宮城県立高等学校入学者選抜日程について	P 12
資料Ⅴ	「宮城県立高等学校入学者選抜方針」の 平成23年度と平成25年度（案）との対照表	P 14
資料Ⅵ	宮城県立高等学校入学者選抜見直し方針	P 16

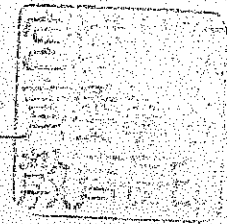
1 平成22年7月13日付け高第181号「宮城県立高等学校入学者選抜について（諮問）」写し



高 第 1 8 1 号
平成22年7月13日

高等学校入学者選抜審議会委員長 殿

宮城県教育委員会
教育長 小林 伸



宮城県立高等学校入学者選抜について（諮問）

このことについて、高等学校入学者選抜審議会条例第1条の規定により、下記の事項を定めることについて諮問します。

記

- 1 平成24年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について（別紙1）
- 2 平成24年度宮城県立高等学校入学者選抜日程について（別紙2）
- 3 平成25年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について（別紙3）

平成24年度宮城県立高等学校入学者選抜方針(案)

宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 各高等学校長は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、高等学校にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。
- (3) 県外及び海外からの出願承認に当たっては、高等学校長は、公正、適正な審査を行うものとする。また、海外帰国者等の選抜については、弾力的に対応するものとする。

2 推薦入試

高等学校長は、学校・学科の特色に応じて、推薦入試を実施することができる。この場合、推薦書を基に、調査書のみの審査、あるいは調査書に、面接、実技(体育及び美術に関する学科の場合)、作文等の結果を合わせた審査を行うことができる。

3 一般入試

- (1) すべての高等学校は一般入試を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。この場合、次のア～ウを実施して、その結果を選抜の資料に加えることができる。

ア 面接

イ 実技(体育及び美術に関する学科の場合)

ウ 各教科の配点の比重を変える傾斜配点

また、必要に応じその他の資料を加えることができる。

- (2) 学力検査

ア 実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

イ 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。

ウ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技(体育及び美術に関する学科の場合)、作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

5 連携型中高一貫教育に関する入試

当該高等学校長は、選抜に当たって、調査書、当該校作成の適性検査及び面接の結果等に基づいて総合的に審査するものとする。

平成24年度宮城県立高等学校入学者選抜日程(案)

平成24年度宮城県立高等学校入学者選抜に係る推薦入試面接等実施日、連携型中高一貫教育に関する入試(以下「連携型入試」という。)実施日、推薦入試合格発表日、連携型入試合格発表日、一般入試学力検査日及びその合格発表日については、下記のとおりとする。

記

推薦入試面接等実施日 連携型入試実施日	平成24年1月31日(火)
推薦入試合格発表日 連携型入試合格発表日	平成24年2月7日(火)
一般入試学力検査日	平成24年3月8日(木)
一般入試合格発表日	平成24年3月14日(水)

平成25年度宮城県立高等学校入学者選抜方針(案)

宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 各高等学校長は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあつては調査書等作成のための委員会を、高等学校にあつては選抜のための委員会を設置するものとする。
- (3) 県外及び海外からの出願承認に当たっては、高等学校長は、公正、適正な審査を行うものとする。また、海外帰国者等の選抜については、弾力的に対応するものとする。

2 前期選抜

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、前期選抜を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類、学校独自検査の結果及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。
- (2) 学校独自検査
 - ア すべての高等学校は一つ以上の学校独自検査を実施する。
 - イ 学校独自検査は、面接、実技(体育及び美術に関する学科の場合)、作文等とする。
- (3) 学力検査
 - ア すべての高等学校は学力検査を実施する。
 - イ 実施教科は、国語、数学及び英語とする。
 - ウ 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。
 - エ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

3 後期選抜

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、後期選抜を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

この場合、次のア～ウを実施して、その結果を選抜の資料に加えることができる。

 - ア 面接
 - イ 実技(体育及び美術に関する学科の場合)
 - ウ 各教科の配点の比重を変える傾斜配点また、必要に応じその他の資料を加えることができる。

(2) 学力検査

- ア すべての高等学校は学力検査を実施する。
- イ 実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
- ウ 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。
- エ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみを審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

5 連携型中高一貫教育に関する入試

当該高等学校長は、選抜に当たって、調査書、面接の結果及び学力検査（前期選抜に準じる。）の結果等に基づいて総合的に審査するものとする。

2 諮問関係資料

資料Ⅰ 第1回高等学校入学者選抜審議会での主な意見等（諮問関係）

1 平成24年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

《事務局からの説明要旨》

- ◇平成24年度入試については、「連携型中高一貫教育に関する入試」について「当該校作成の適性検査が実施できる」と変更することとし、それ以外については、平成23年度の選抜方針を踏襲。
- ◇この変更については、現状や課題を踏まえ、地域・連携中学校・連携高校からの要望と、平成25年度入試から学力検査を実施することを受けたもの。

《審議会での主な意見等》

- ◆連携型入試の適性検査と学力検査にはどのような違いがあるか。適性検査が、通常我々がイメージする学力検査とほぼ同じであれば、区別しなくともよいのではないかと思う。
- ◆なるべく受験生が戸惑わないようにするという観点から、事務局で再度検討してほしい。

【検討①：連携型入試の適性検査と学力検査】

○平成24年度入試は、連携型入試と同時期に行う前期選抜で学力検査を課す25年度入試と異なり、逆に一般入試の学力検査と混同されてしまうこともあるのではないかということから、関係する南三陸町の3つの連携中学校に十分な説明をした上で、国語・数学・英語の基礎・基本を問う適性検査を実施する。

平成24年度入試		平成25年度入試	
1月	推薦入試 (学力検査なし)	← 連携型入試 適性検査(3教科)	前期選抜 学力検査(3教科)
3月	一般入試 学力検査(5教科)		→ 連携型入試 学力検査(3教科)
			後期選抜 学力検査(5教科)

※(対応)連携中学校への十分な説明

◎大筋で基本的には了承、次回さらに検討する。

2 平成24年度宮城県立高等学校入学者選抜日程について

《事務局からの説明要旨》

- ◇推薦・一般・第二次募集、それぞれの選抜の検査日・合格発表日については、入試期間全体を総合的に勘案して、今年度も設定。
- ◇平成24年度入試については、推薦入試の面接等実施日は1月31日(火)、合格発表は2月7日(火)、一般入試の学力検査日は3月8日(木)、合格発表は3月14日(水)と提案。

《審議会での主な意見等》

- ◆平成23年度入試の合格発表日は、子どもたちの学習環境、入試業務のスケジュールも踏まえ、3月15日と設定されたが、私立高校ではこの2日後に入学の手続き締め切りが完了し、充足率が悪い場合には第二次募集となる。大変苦慮している私立高校もあることも御理解願いたい。
- ◆平成24年度入試の学力検査を3月8日にすることは賛成である。審議会に諮問し日程を定めていくのであるが、8・9日に固定してもよいと思う。
- ◆実施日を固定することは、例えば、土日に当たった場合、公共交通機関が必ずしも確保できない地域もあることなど、様々な検討すべき課題がある。

◎大筋で基本的には了承、次回さらに検討する。

3 平成25年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

《事務局からの説明要旨》

- ◇平成25年度入試の選抜方針については、1年前倒しして今回諮問し、12月に公表予定。
- ◇入学者選抜方針の大前提及び「1 基本原則」は、平成23年度の選抜方針と同様。
- ◇「2 前期選抜」から「5 連携型中高一貫教育」までについては、「宮城県立高等学校入学者選抜見直し方針」（3月決定）の内容を整理し文章化し作成。

《審議会での主な意見等》

- ◆詳細は現在検討中ではあるが、前期選抜の（1）～（3）に、「出願できる条件」について記載する方が、より前期選抜の内容がみえてよいのではないかと考える。

【検討②：「出願できる条件」を選抜方針に記載すること】

○これまでも「出願できる条件」のような出願資格については選抜方針ではなく選抜要項に記載していることから、従前と同様に、選抜方針には選抜に係る大枠を示し、選抜事務等に関する細かな部分については選抜要項に示すこととする。

- ◆「出願できる条件」の示し方によっては、他県でも様々な課題がみられる前期選抜の問題にも発展するのではないかと考える。各高校で「出願できる条件」を定めるのだと思うが、その基本として、中学校のバランスのとれた教育を受けた上での特色ということで検討を進めてほしい。
- ◆高校入試は子どもたちのキャリア発達の一部として進学先を定めていくという側面がある。選抜だけではなくキャリアの指導のために役立つ「調査書」という観点から、「観点別学習状況」という個人の特性、科目における特性を入れておくことが有効ではないかと思う。
- ◆高校入学はある意味リセットの意味もあり、生徒たちを直接みたいという気持ちもある。高校におけるキャリア教育において「観点別学習状況」を利用する場面はそれほど多くはないと思う。
- ◆評定については「観点別学習状況」を踏まえたものではあるが、高校入試において、評定に加えて「観点別学習状況」を選抜資料の一つとして利用している。
- ◆今回の改善は「観点別学習状況」「選択教科」の欄を削除したのみであり、2番・3番・4番・7番等の欄に特記すべき事項を記載してもらい、選抜ではこれも活用したい。高校入学後の指導に関しては、中学側から送られてくる生徒指導要録の写しなどその他の資料も含めて活用していきたい。

◎大筋で基本的には了承、次回さらに検討する。

資料Ⅱ

**「宮城県立高等学校入学者選抜方針」の
平成23年度と平成24年度（案）との対照表**

平成24年度宮城県立高等学校入学者選抜方針 (案)	平成23年度宮城県立高等学校入学者選抜方針
<p>宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。</p> <p>1 基本原則</p> <p>(1) 各高等学校長は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。</p> <p>(2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、高等学校にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。</p> <p>(3) 県外及び海外からの出願承認に当たっては、高等学校長は、公正、適正な審査を行うものとする。また、海外帰国者等の選抜については、弾力的に対応するものとする。</p> <p>2 推薦入試</p> <p>高等学校長は、学校・学科の特色に応じて、推薦入試を実施することができる。この場合、推薦書を基に、調査書のみの審査、あるいは調査書に、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文等の結果を合わせた審査を行うことができる。</p> <p>3 一般入試</p> <p>(1) すべての高等学校は一般入試を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。この場合、次のア～ウを実施して、その結果を選抜の資料に加えることができる。</p> <p>ア 面接</p> <p>イ 実技（体育及び美術に関する学科の場合）</p> <p>ウ 各教科の配点の比重を変える傾斜配点</p> <p>また、必要に応じその他の資料を加えることができる。</p> <p>(2) 学力検査</p> <p>ア 実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。</p> <p>イ 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。</p> <p>ウ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が</p>	<p>○左に同じ</p> <p>1 基本原則</p> <p>○左に同じ</p> <p>2 推薦入試</p> <p>○左に同じ</p> <p>3 一般入試</p> <p>○左に同じ</p>

評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たっては、高等学校長は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

5 連携型中高一貫教育に関する入試

当該高等学校長は、選抜に当たって、調査書、当該校作成の適性検査及び面接の結果等に基づいて総合的に審査するものとする。

4 第二次募集

○左に同じ

【資料②】

連携型中高一貫教育の入試について

5 連携型中高一貫教育に関する入試

当該高等学校長は、選抜に当たって、調査書及び面接の結果等に基づいて総合的に審査するものとする。

資料Ⅲ 連携型中高一貫教育に関する入試について

- ※ 連携型入試については、学校教育法施行規則第90条4項の規定を踏まえて、県教育委員会で、選抜方針、選抜要項を定めている。
- ※ 南三陸町地域連携型中高一貫教育では、「たしかな学力」、「かがやく個性」、「ゆたかな社会性」を培い、広い視野で21世紀を主体的に生きる人間の育成を目指している。具体的な教育の柱として、「基礎学力の向上」、「一人一人の個性の伸長」、「異年齢集団の中での社会性の育成」を掲げている。

1 「平成23年度宮城県立高等学校入学者選抜方針」と 「宮城県立高等学校入学者選抜見直し方針」

○ 平成23年度宮城県立高等学校入学者選抜方針

5 連携型中高一貫教育に関する入試

当該高等学校長は、選抜に当たって、調査書及び面接の結果等に基づいて総合的に審査するものとする。

○ 宮城県立高等学校入学者選抜見直し方針（平成25年度入学者選抜より）

(1) 連携型中高一貫教育に関する入試について

当該高等学校長は、原則として、調査書、面接・作文等の結果及び学力検査（前期選抜に準じる）の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

2 「平成24年度宮城県立高等学校入学者選抜方針」の変更（案）

◆適性検査の実施（国語・数学・英語の基礎・基本、学校作成問題）

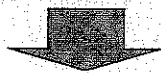
◆面接の実施

（主な理由）

- ① 地域、連携中学校・高校の現状と課題を踏まえたもの。
- … 基礎的な学力を身につけさせて連携高校に進学させたいという思い
 - … 中学校3年間の学習に対する意欲の向上など
- 【背景】 ・地域全体の学力向上に寄与
・南三陸町内の生徒数の減少、中学校の小規模化
- 【参考】 南三陸町 生徒・児童数の変化（H21.4）

高校入学年度	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
生徒・児童数	137	141	134	172	173	177	181	197	183	193

- ② 平成25年度入学者選抜から改善が図られたことを踏まえ、一年前倒しで先行実施を行うもの。



○ 平成24年度宮城県立高等学校入学者選抜方針（案）

5 連携型中高一貫教育に関する入試

当該高等学校長は、選抜に当たって、調査書、当該校作成の適性検査及び面接の結果等に基づいて総合的に審査するものとする。

3 他県の連携型入試（平成22年度入学者選抜要項）

○ 連携型中高一貫教育実施都道府県数 34（未実施県 13）

入学者選抜方法と実施県数	
面接（口頭試問を含む）	34 / 34
作文（小論文を含む）	16 / 34
適性検査（国数英など）	4 / 34
学力検査	3 / 34
課題発表	3 / 34

○ 適性検査と学力検査

《適性検査》

- ・福島県（田島，富岡（国際コミュニケーションコース））
 - … 田島（本校の教育に受けるにふさわしい能力・適性・意欲を備えているかどうか）
 - … 富岡（コースの教育に受けるにふさわしい能力・適性・意欲を備えているかどうか）
- ・和歌山県（星林，串本古座）
 - … 星林（国語・数学・英語×50分 + 面接）
 - … 串本古座（国語・数学・英語の基礎・基本×50分 + 面接）
- ・兵庫県（千種）
 - … 適性検査（国語・数学・英語のペーパーテスト×50分）
- ・佐賀県（太良）
 - … 適性検査の内容については，高校長が県教委の承認を得て定める + 面接

《学力検査》

- ・岩手県（軽米）
 - … 基礎学力の確認（5教科×50分）+面接（時期：推薦入試）
- ・静岡県（松崎，川根，佐久間）
 - … 学力検査（5教科×50分）+面接（時期：一般入試）
- ・高知県（嶺北，梶原，四万十）
 - … 学力検査（5教科×40分）+面接（時期：前期選抜）

【参考：連携型入試に係る法令】

学校教育法施行規則

第90条 高等学校の入学は，第78条の規定により送付された調査書その他必要な書類，選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて，校長が許可する。

2 学力検査は，特別の事情のあるときは，行わないことができる。

3 調査書は，特別の事情のあるときは，入学者の選抜のための資料としないことができる。

4 連携型高等学校における入学者の選抜は，第75条第一項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については，調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。

5 公立の高等学校に係る学力検査は，当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が行う。

資料Ⅳ

平成24年度宮城県立高等学校入学者選抜日程について

1 平成13年度～平成23年度高等学校入学者選抜日程の推移及び平成24年度日程案

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度案
推薦入学出願者受付	1.15～23	1.15～23	1.14～22	1.14～22	1.13～21	1.13～23	1.15～23	1.15～23	1.14～22	1.13～22	1.13～21	
推薦入学出願者の面接等 (私立高等学校入試・他地区)	1.31(水)	1.31(木)	1.30(木)	1.30(金)	1.31(月)	1.31(火)	1.31(水)	1.31(木)	1.30(金)	1.29(金)	1.31(月)	1.31(火)
(私立高等学校入試・A日程)	1.25～26	1.24～29	1.28～29	1.25～29	1.26～27	1.26～27	1.29～30	1.29～30	1.28～29	1.27～28	1.26～27	
(私立高等学校入試・B日程)	2.2(金)	2.1(金)	2.3(月)	2.2(月)	2.1(火)	2.1(水)	2.1(木)	2.1(金)	2.2(月)	2.1(月)	2.1(火)	
推薦入学結果通知	2.5(月)	2.4(月)	2.5(水)	2.4(水)	2.3(木)	2.3(金)	2.5(月)	2.4(月)	2.4(水)	2.3(水)	2.3(木)	
出願受付	2.7(水)	2.7(木)	2.6(木)	2.6(金)	2.7(月)	2.7(火)	2.7(水)	2.7(木)	2.6(金)	2.5(金)	2.7(月)	2.7(火)
学力検査	2.15～23	2.15～25	2.14～24	2.16～24	2.15～24	2.14～23	2.15～23	2.15～25	2.16～23	2.15～23	2.16～24	
合格者の発表	3.8(木)	3.7(木)	3.6(木)	3.5(金)	3.9(水)	3.8(水)	3.7(水)	3.6(木)	3.5(木)	3.4(木)	3.9(水)	3.8(木)
第二次募集出願受付	3.14(水)	3.13(水)	3.12(水)	3.11(木)	3.15(火)	3.14(火)	3.13(火)	3.12(水)	3.11(水)	3.10(水)	3.15(火)	3.14(水)
第二次試験	3.15～19	3.14～18	3.13～18	3.12～18	3.16～18	3.15～20	3.14～19	3.13～18	3.12～17	3.11～16	3.16～18	
第二次募集合格発表	3.21～22	3.19～20	3.19～20	3.19～22	3.22～23	3.22～23	3.20～22	3.19～21	3.18～19	3.17～18	3.22～23	
	3.21～22	3.19～20	3.19～20	3.19～22	3.22～23	3.22～23	3.20～22	3.19～21	3.18～19	3.17～18	3.22～23	

平成24年カレンダー

1 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29			

3 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2 平成22～24年度高等学校入学者選抜事務日程

平成24年度 入学者選抜 (案)

平成23年度 入学者選抜

平成22年度 入学者選抜

平成24年度	平成23年度	平成22年度
1/1 日	1/1 日	1/1 金
2 月	2 月	2 日
3 火	3 月	3 日
4 水	4 火	4 月
5 木	5 水	5 火
6 金	6 木	6 水
7 日	7 金	7 木
8 月	8 土	8 金
9 日	9 日	9 日
10 火	10 月 (成人の日)	10 月
11 水	11 火	11 日 (成人の日)
12 木	12 水	12 火
13 金	13 木	13 水
14 土	14 金	14 木
15 日	15 土	15 金
16 月	16 日	16 土
17 火	17 月	17 日
18 水	18 火	18 月
19 木	19 水	19 火
20 金	20 木	20 水
21 土	21 金	21 木
22 日	22 土	22 金
23 月	23 日	23 土
24 火	24 月	24 日
25 水	25 火	25 月
26 木	26 水	26 火
27 金	27 木	27 水
28 土	28 金	28 木
29 日	29 土	29 金
30 月	30 日	30 土
31 火	31 月	31 日
2/1 水	2/1 火	2/1 月
2 木	2 水	2 火
3 金	3 木	3 水
4 土	4 金	4 木
5 日	5 土	5 金
6 月	6 日	6 土
7 火	7 月	7 日
8 水	8 火	8 月
9 木	9 水	9 火
10 金	10 木	10 水
11 土	11 金	11 木
12 日	12 土	12 金
13 月	13 日	13 土
14 火	14 月	14 日
15 水	15 火	15 月
16 木	16 水	16 火
17 金	17 木	17 水
18 土	18 金	18 木
19 日	19 土	19 金
20 月	20 日	20 土
21 火	21 月	21 日
22 水	22 火	22 月
23 木	23 水	23 火
24 金	24 木	24 水
25 土	25 金	25 木
26 日	26 土	26 金
27 月	27 日	27 土
28 火	28 月	28 日
29 水	29 火	29 月
3/1 木	3/1 水	3/1 月
2 金	2 木	2 火
3 土	3 金	3 水
4 日	4 土	4 木
5 月	5 日	5 金
6 火	6 月	6 土
7 水	7 日	7 日
8 木	8 火	8 月
9 金	9 水	9 火
10 土	10 木	10 水
11 日	11 金	11 木
12 月	12 土	12 金
13 火	13 日	13 土
14 水	14 月	14 日
15 木	15 火	15 月
16 金	16 水	16 火
17 土	17 木	17 水
18 日	18 金	18 木
19 月	19 土	19 金
20 火	20 日	20 土
21 水	21 月	21 日
22 木	22 火	22 月
23 金	23 水	23 火
24 土	24 木	24 水
25 日	25 金	25 木
26 月	26 土	26 金
27 火	27 日	27 土
28 水	28 月	28 日
29 木	29 火	29 月
30 金	30 水	30 火
31 土	31 木	31 水

※ 第1回志願者予備調査 (11/4~9)

※ 第1回志願者予備調査 (11/4~9)

資料V

「宮城県立高等学校入学者選抜方針」の
平成23年度と平成25年度（案）との対照表

平成25年度宮城県立高等学校入学者選抜方針 (案)	平成23年度宮城県立高等学校入学者選抜方針
<p>宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。</p> <p>1 基本原則</p> <p>(1) 各高等学校長は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。</p> <p>(2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、高等学校にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。</p> <p>(3) 県外及び海外からの出願承認に当たっては、高等学校長は、公正、適正な審査を行うものとする。また、海外帰国者等の選抜については、弾力的に対応するものとする。</p> <p>2 前期選抜</p> <p>(1) <u>すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、前期選抜を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類、学校独自検査の結果及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。</u></p> <p>(2) <u>学校独自検査</u></p> <p>ア <u>すべての高等学校は一つ以上の学校独自検査を実施する。</u></p> <p>イ <u>学校独自検査は、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文等とする。</u></p> <p>(3) <u>学力検査</u></p> <p>ア <u>すべての高等学校は学力検査を実施する。</u></p> <p>イ <u>実施教科は、国語、数学及び英語とする。</u></p> <p>ウ <u>実施時間は、各教科それぞれ50分とする。</u></p> <p>エ <u>学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。</u></p>	<p>○左に同じ</p> <p>1 基本原則</p> <p>○左に同じ</p> <p>2 推薦入試</p> <p><u>高等学校長は、学校・学科の特色に応じて、推薦入試を実施することができる。この場合、推薦書を基に、調査書のみの審査、あるいは調査書に、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文等の結果を合わせた審査を行うことができる。</u></p>

平成25年度宮城県立高等学校入学者選抜方針 (案)	平成23年度宮城県立高等学校入学者選抜方針
<p>3 後期選抜</p> <p>(1) すべての高等学校は、<u>学校・学科の特色に応じて、後期選抜</u>を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。</p> <p>この場合、次のア～ウを実施して、その結果を選抜の資料に加えることができる。</p> <p>ア 面接 イ 実技（体育及び美術に関する学科の場合） ウ 各教科の配点の比重を変える傾斜配点</p> <p>また、必要に応じその他の資料を加えることができる。</p> <p>(2) 学力検査</p> <p>ア <u>すべての高等学校は学力検査を実施する。</u> イ 実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。 ウ 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。 エ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。</p> <p>4 第二次募集</p> <p>合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。</p> <p>5 連携型中高一貫教育に関する入試</p> <p>当該高等学校長は、選抜に当たって、<u>調査書、面接の結果及び学力検査（前期選抜に準じる。）の結果等</u>に基づいて総合的に審査するものとする。</p>	<p>3 一般入試</p> <p>(1) すべての高等学校は<u>一般入試</u>を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。</p> <p>この場合、次のア～ウを実施して、その結果を選抜の資料に加えることができる。</p> <p>ア 面接 イ 実技（体育及び美術に関する学科の場合） ウ 各教科の配点の比重を変える傾斜配点</p> <p>また、必要に応じその他の資料を加えることができる。</p> <p>(2) 学力検査</p> <p>ア 実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。 イ 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。 ウ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。</p> <p>4 第二次募集</p> <p>○左に同じ</p> <p>5 連携型中高一貫教育に関する入試</p> <p>当該高等学校長は、選抜に当たって、<u>調査書及び面接の結果等</u>に基づいて総合的に審査するものとする。</p>

平成22年3月18日

宮城県教育委員会

県立高等学校入学者選抜については、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜を行うという基本的な方針のもとに、受検生の様々な能力、適性、興味・関心等を十分尊重するという観点を重視しながらこれまで実施してきた。

一方、近年、社会の変化は著しく、国においては、それに対応すべく、知・徳・体のバランスに配慮しつつ、基礎的・基本的な知識・技能、それらを活用し課題を解決するための思考力・判断力・表現力、及び学習意欲を重視した学習指導要領も、小学校・中学校・高校と順次改訂されたところである。

また、本県では、平成22年度高等学校入学者選抜から全県一学区に移行しており、各高校では、特色ある学校づくりを一層推進することが急務となっている。一方、中学校においては、生徒が自己理解を深め自らの将来を十分考えた上で、入りたい高校を選択できるようにすることが重要であり、キャリア教育的な視点に立った進路指導が求められている。

このような状況を踏まえ、宮城県教育委員会としては、今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について総合的に検討する必要があると判断し、平成20年7月に高等学校入学者選抜審議会に対して「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」諮問した。同審議会においては、県内各中学校・高校、一般県民、生徒・保護者を対象とした調査、意見聴取会、パブリックコメントなど、各方面からの意見も参考にしながら、慎重な審議が行われ、平成21年12月に、受検生の多様な能力・適性等を多面的に評価すること、受検生の主体的な進路選択を促すこと、生徒・保護者の最大3回の受検機会を求める意見に応えることなどを主な理由として、「現行の推薦入試を廃止し、前期選抜・後期選抜・第二次募集の最大3回の受検機会を確保することが望ましい」とする内容等の答申が取りまとめられた。

宮城県教育委員会では、この答申の内容を踏まえ、「宮城県教育振興基本計画」及び「新県立高校将来構想」との関係性なども含め、さらに慎重な検討を加えた結果、受検生の多様な能力・適性を多面的に評価するという現行制度の理念の継承、受検生の意欲や目的意識を大切にした選抜の仕組みの重視、各高校の特色ある学校づくりの一層の推進、学力の向上等から総合的に勘案して、県立高等学校入学者選抜を下記のとおり見直すこととする。

記

- 1 新しい県立高等学校入学者選抜については、答申を踏まえ別記のとおりとする。
- 2 新しい県立高等学校入学者選抜は、生徒・保護者への十分な周知等を図る観点から、平成25年度入学者選抜から実施する。
- 3 新しい県立高等学校入学者選抜の実施に当たっては、新制度について十分な周知を図るとともに、円滑な制度移行を期するために、県教育委員会と各高校が一体となって、諸準備に取り組むものとする。

新しい県立高等学校入学者選抜について

1 前期選抜

(1) 前期選抜の実施について

ア すべての高等学校は前期選抜を実施する。

イ 前期選抜の募集人数は、下記の範囲内で、各高等学校・学科の特色に応じて設定する。

・普通科	… 募集定員の10～20%
・総合学科及び農業・工業・商業・水産・ 家庭・看護・英語・理数に関する学科	… 募集定員の10～30%
・体育・美術に関する学科	… 募集定員の10～50%

(2) 出願資格について

ア 平成25年3月に中学校を卒業する見込みの者あるいは中学校を卒業している者であること。

イ 各高等学校があらかじめ示す「出願できる条件」を満たしている者であること。

(3) 出願書類について

ア 前期選抜願書

イ 志願理由書（志願者本人が記載したもの）

ウ 調査書

エ その他

(4) 面接・実技・作文等の実施について

面接・実技（体育及び美術に関する学科の場合）・作文等から、各高等学校の特色に応じて、必ず一つ以上の検査を実施する。

(5) 学力検査の実施について

ア すべての高等学校は学力検査を実施する。

イ 実施教科は、国語、数学及び英語とする。

ウ 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。

エ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

(6) 選抜について

ア 高等学校長は、原則として、調査書、面接・実技・作文等の結果及び学力検査の結果に基づき、学校・学科の特色に応じて総合的に審査するものとする。

イ それぞれの選抜資料の配点は各高等学校で定め、あらかじめ公表するものとする。

2 後期選抜

(1) 後期選抜の実施について

- ア すべての高等学校は後期選抜を実施する。
- イ 後期選抜の募集人数は、募集定員から前期選抜合格者を除いた人数とする。

(2) 学力検査の実施について

- ア すべての高等学校は学力検査を実施する。
- イ 実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
- ウ 実施時間及び学力検査の内容は、「1 前期選抜」の「(5) 学力検査の実施について」と同様とする。

(3) 選抜について

高等学校長は、原則として、調査書及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。調査書点と学力検査の結果との比重の置き方は各高等学校で定め、あらかじめ公表するものとする。

この場合、次のア～ウを実施して、その結果を選抜の資料に加えることができる。

- ア 面接
 - イ 実技（体育及び美術に関する学科の場合）
 - ウ 各教科の配点の比重を変える傾斜配点
- また、必要に応じその他の資料を加えることができる。

3 第二次募集

募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

4 連携型及び併設型中高一貫教育に関する入試

(1) 連携型中高一貫教育に関する入試について

連携型高等学校において、連携型中学校を卒業する見込みの者については、入学者の選抜を行う。

当該高等学校長は、原則として、調査書、面接・作文等の結果及び学力検査（前期選抜に準じる）の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

(2) 併設型中高一貫教育に関する入試について

学校教育法施行規則第116条の規定に基づき、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者の選抜を行わないものとする。

5 調査書

様式については、次の様式例のとおりとする。

調査書

出願校名		受検番号	No.
	全、定(昼・夜、I・II・III)、通		

ふりがな 氏名		男・女
生年月日	平成 年 月 日生	
卒業年月	平成 年 月 卒業見込 卒業	

調査書等作成委員会	主任印		記載責任者印	
-----------	-----	--	--------	--

記載内容に相違ないことを証明します。
平成 年 月 日

学校名
校長氏名

印

1 各教科の学習の記録(評定)				
教科	学年	評定		
		1	2	3
国語				
数学				
外国語				
社会				
理科				
音楽				
美術				
保健体育				
技術・家庭				

4 特別活動の記録	
項目	事実の記録
学級活動	
生徒会活動	
学校行事	

2 総合的な学習の時間の記録

5 スポーツ・文化・ボランティア活動等の記録

3 行動の記録			
基本的な生活習慣		思いやり・協力	
健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護	
自主・自律		勤労・奉仕	
責任感		公正・公平	
創意工夫		公共心・公德心	

6 欠席の状況			
学年	事項	欠席日数	事由
2			
3			

7 特記事項

No.